

鹿児島県信用保証協会のあらし

2018

KAGOSHIMA GUARANTEE
DISCLOSURE



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

II ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。

御一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、理解を深めていただければ幸いです。

さて、鹿児島県内の経済情勢については、個人消費は底堅く推移し、観光関連も全体として堅調な動きが続いております。さらには雇用・所得環境の改善が続いており、総じて緩やかな回復基調を維持しております。

一方、本県の中小企業・小規模企業者を取り巻く経営環境は、海外経済の不確実性、経営者の高齢化や人手不足の深刻化を背景とした先行き不透明感といった課題も懸念されており、依然として厳しい状況下にあります。

こうしたなか、平成30年4月から信用補完制度の見直しが行われました。

今回の見直しでは、中小企業の経営改善や生産性向上を一層進めていくため、金融機関と保証協会が連携すること、また、保証利用企業に対する経営支援が法律に明記されました。さらには、創業や小規模事業者への支援拡充、事業承継に係る保証の創設等、様々な改正が行われました。

当協会といたしましては、この見直しも踏まえ、中小企業・小規模事業者の皆様のライフステージに応じた資金需要にきめ細かく対応するとともに、金融機関や関係機関との連携を一層強化し、鹿児島の中小企業の振興ひいては地域経済の活力ある発展に資するべく、各般の取り組みを進めてまいります。

当協会にとりまして、本年は創立70周年の節目の年に当たります。

今後とも、役職員一同、業務の円滑かつ効率的な遂行に努めてまいりますので、関係の皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年10月

鹿児島県信用保証協会

会長 布袋嘉之

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2018

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE

■ 協会のあゆみ	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 信用補完制度の見直し	13
■ 平成29年度TOPICS	15
■ 広報活動	17
■ 平成29年度事業実績	19
■ 基本財産	24
■ 平成29年度収支報告	25
■ コンプライアンス態勢	29
■ 個人情報保護宣言	30
■ 役員・機構図	31
■ お問い合わせ	32



おかげさまで創立70周年

鹿児島県信用保証協会は、鹿児島県内における中小企業者・小規模事業者(以下「中小企業者等」といいます)の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年10月に発足し、平成30年10月に創立70周年を迎えました。

戦後の復興期から現在に至るまで様々な経済の動きがありましたが、その時々々の経済施策に呼応した取り組みにより、中小企業者等の成長を支えるべく努めてまいりました。

また、平成30年4月、信用保証協会法等の改正により、正式に経営支援が協会の業務に追加されました。これに合わせ、さらなる経営支援の強化を図るため、経営支援部に「創業サポートチーム」、「経営・再生サポートチーム」、「事業承継サポートチーム」を設置しました。

これからも、金融機関や支援機関と連携しながら、中小企業者等のサポートの充実強化を図り、鹿児島県の中小企業の振興ひいては地域経済の活力ある発展に資するべく、邁進してまいります。

創立70周年の節目にロゴ・キャッチコピーをリニューアルしました

一步を踏み出す力になりたい



ロゴは桜島をモチーフに「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業の発展を躍動する桜島の裾野の末広がり表現しています。

経営理念

当協会は、信用保証を通じ中小企業の繁栄に奉仕し、地域経済の成長発展に貢献する組織と人間の場である。

経営方針

- 1. 堅実、積極的な保証
- 1. 自主努力の精神
- 1. 関係機関との連帯

執務三則

- 1. 協 力
- 1. 親 切
- 1. 規 律

プロフィール

創 立	昭和23年10月12日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
事 務 所	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内
常勤役員数	64名(平成30年4月1日現在)
基 本 財 産	15,454百万円(平成30年3月31日現在)
保証債務残高	19,458件 149,648百万円(平成30年3月31日現在)
利用企業者数	12,934企業(平成30年3月31日現在)



沿 革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可 (事務所開設:鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)

第5次中期事業計画

平成30年度～平成32年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者等の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、平成30年度から平成32年度までの3か年間に於いて、以下の業務運営方針に掲げる事項について取り組んでまいります。

- 1 保証利用の推進
- 2 経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化
- 3 経営支援・事業再生支援の充実・強化
- 4 適時・的確な代位弁済の履行
- 5 効率的な求償権の管理・回収
- 6 安定的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み
- 7 情報発信力の強化及び広報活動の充実に向けた取り組み

平成30年度経営計画

業務環境

1 | 鹿児島県の経済動向

個人消費の底堅い推移と国内外の観光客の増加により、堅調さを増しています。また、公共投資が増加していることに加え、設備投資も増加基調にあり、さらには雇用・所得環境は改善しているなど、景気は緩やかな回復を続けています。

先行きについては、雇用情勢の改善が続くなかで、各種政策効果を背景とした更なる景気回復が進んでいくことが期待されますが、海外経済の不確実性など、県内経済を下押しするリスクにも留意する必要があります。

2 | 中小企業を取り巻く環境

地域中小企業の景況感については、良好な状態を維持しており、企業倒産件数は低水準で推移し、企業収益は増益見込みであるが、一方で人手不足感は強まっています。また、県内の金融情勢については、貸出金は前年を上回り、貸出約定平均金利は緩やかな低下が続いています。

3 | 信用保証協会を取り巻く環境

中小企業者等がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要等に一層きめ細かく対応していくとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層進める仕組みを構築することが必要とされ、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されています。

業務運営方針

1 | 保証利用の推進

保証利用の推進等に引き続き取り組むとともに、大規模な経済危機・災害等により信用の収縮が生じた際のセーフティーネット保証の強化や小規模事業者への支援拡充に取り組めます。

2 | 経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化

中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、日常的な金融機関との対話等を通じた連携・協力体制を構築し、金融機関との適切なリスク分担に取り組めます。

3 | 経営支援・事業再生支援の充実・強化

中小企業者等がそれぞれのライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要にきめ細かく対応するため、経営改善や事業再生支援の充実・強化に取り組めます。特に事業再生の場面においては、必要に応じてサポートミーティング等の開催や、国の補助金等を活用した専門家派遣に取り組めます。

4 | 適時・的確な代位弁済の履行及び効率的な求償権の管理・回収

金融機関との連携のもと、適正かつ効率的な代位弁済の履行に取り組めます。求償権回収の場面においては、迅速な対応に努め、回収の最大化を図ります。事業を継続している中小企業者等に対しては、経営者の再チャレンジ目線を取り入れた支援に取り組めます。

5 | 安定的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み

地域に根差し公的性質を有する信用保証協会として、より一層信頼される信用保証協会を目指し、経営基盤とリスク管理体制の充実・強化、人材の育成に取り組めます。

6 | 情報発信力の強化及び広報活動の充実に向けた取り組み

適切な情報開示を行うとともに、様々な広報媒体を用いた積極的な情報発信に取り組めます。また、地方創生や社会貢献活動にも積極的に取り組めます。

事業計画額

平成30年度の保証承諾等の計画値は、次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	580億円	95.1%
保証債務残高	1,450億円	94.3%
代位弁済	27億円	84.4%
実際回収	5.7億円	87.7%



信用補完制度のしくみ

信用補完制度のしくみ

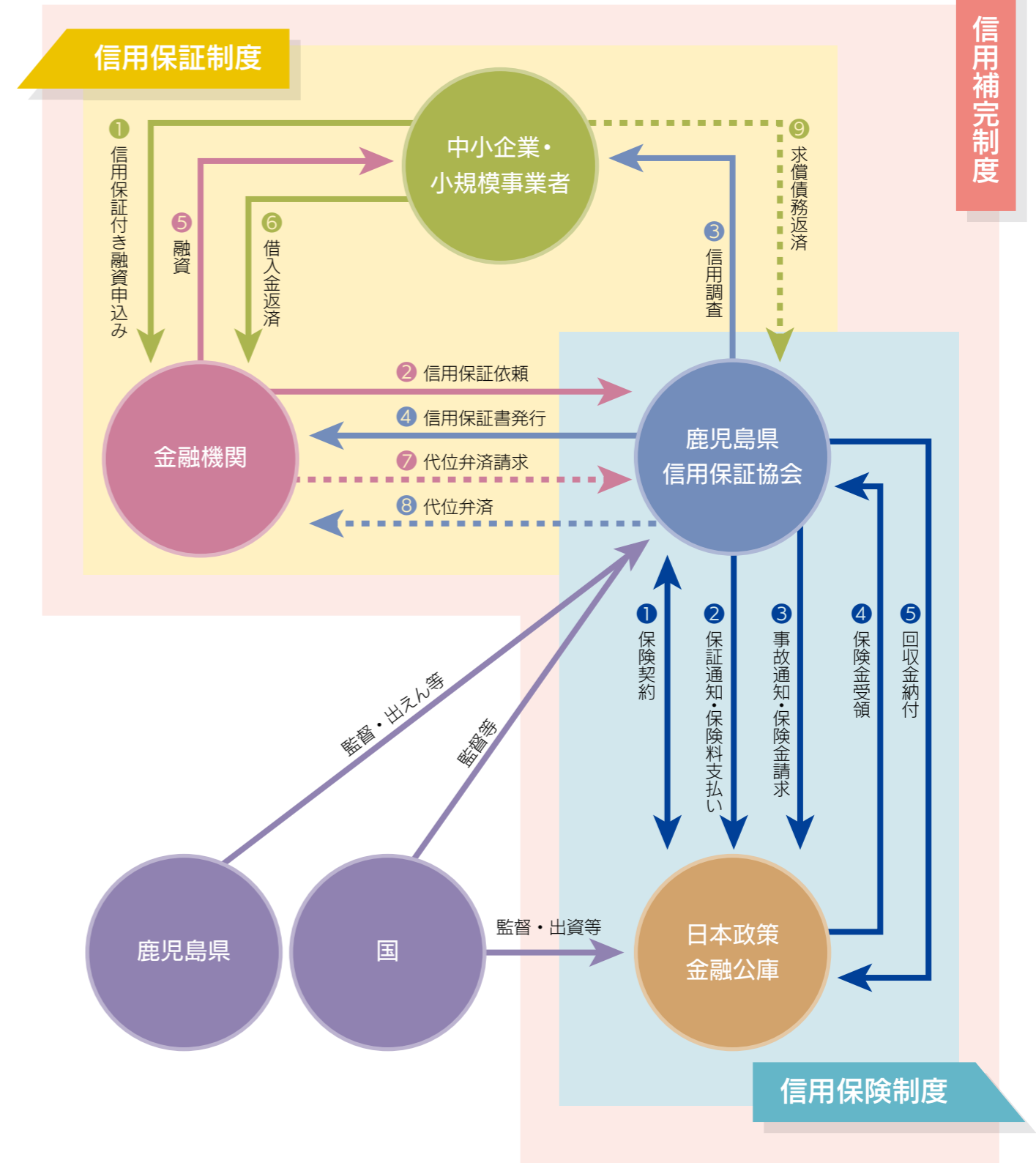
信用補完制度は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

- 1 中小企業者等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- 3 協会は、中小企業者等に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき中小企業者等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 6 中小企業者等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 万が一、中小企業者等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

- 1 協会が、中小企業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- 2 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、1の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- 3 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- 4 協会は、3の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の通常70%または80%)で保険金を受領します。
- 5 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。



信用保証の概要

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たるとする法人(以下、「医療法人等」といいます。)、特定非営利法人(NPO法人)で次の表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所を言うだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業・建設業・運送業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)及び土業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種】

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等及びNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業種です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかた及び銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6ヵ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ④電子記録債権について支払い不能があるかた及び取引停止処分を受けているかた(法人の場合は代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6ヵ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ⑤協会の代位弁済先で、求償権債務が残っているかた
- ⑥借入れについて返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生法等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた
- ⑨保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

- ★このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
- ★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
- ★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また、個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、一定の徴求基準があります。

経営者保証を不要とする運用を開始しています

当協会では、「経営者保証ガイドライン」の趣旨に則るとともに、下記①または②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえ、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

- ① 申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり、一定の要件を充足している場合。
 - ② 申込人又は経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合。
- ※①及び②の要件では、保証制度は問いません。

また、一定の財務要件を満たせば経営者保証が不要となる「財務要件型無保証人保証」といった保証制度があります。

担保

原則として、保証合計額が 8,000 万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証限度額が 8,000 万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース (CRD) により決算内容を評価し、一定の定性要因 (非財務要因) を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

(単位：年率 %)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証：手形割引根保証、当座貸越根保証

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、信用保証料率をそれぞれ 0.1 % 割引きます。

ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

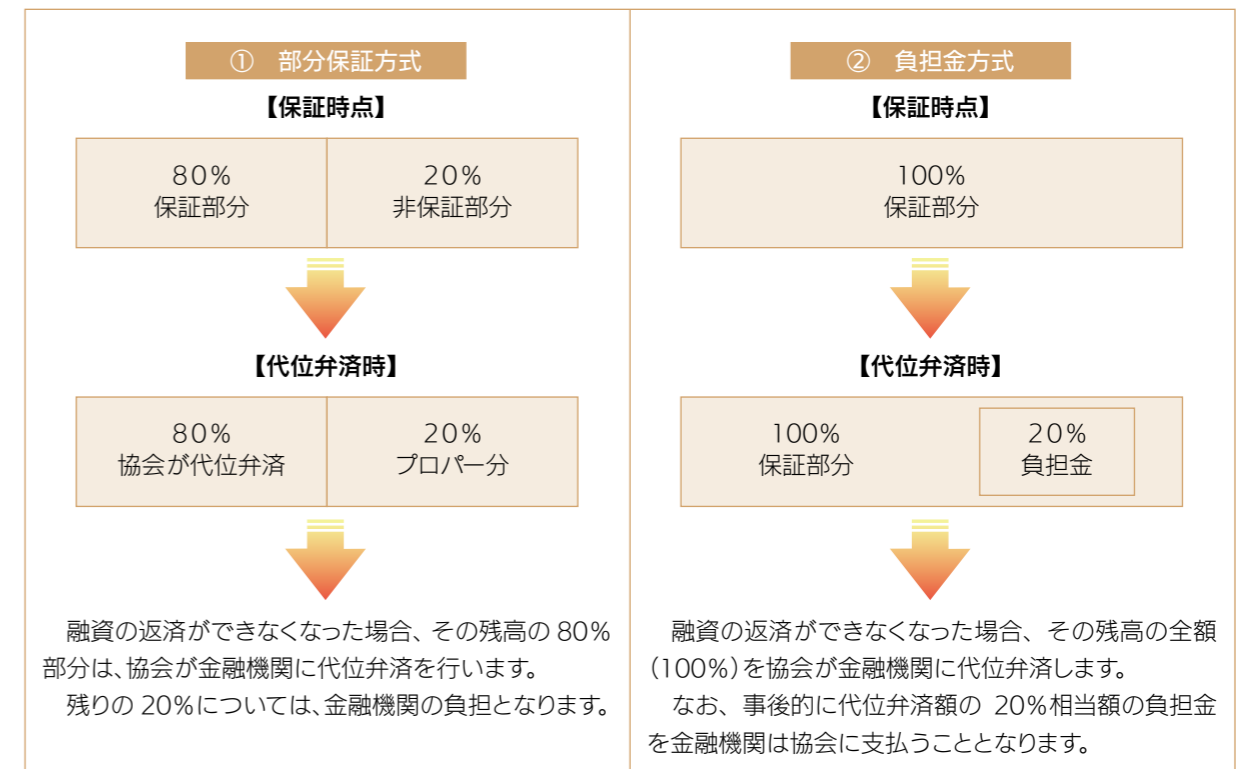
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し適切な支援 (経営支援・再生支援等) することを目的としています。

原則として、協会が 80%、金融機関が 20% の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の概要

金融機関は、保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保険 (セーフティネット保証) 1 ~ 4 号、6 号の保険に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険 (再挑戦支援保証を含む) 及び創業等関連保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 経営力強化保証制度 (※)
- 事業再生計画実施関連保証制度 (※)
- 危機関連保証制度

※所定の要件に該当する場合のみ除外されます。

信用補完制度の見直し

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立しました(平成30年4月1日施行)。

それに伴い、平成30年4月から新たな保証制度の取扱いや取組みを行っています。

中小企業者のライフステージに応じた保証制度の拡充・創設

中小企業者等がライフステージの様々な場面で必要となる資金需要にきめ細かく対応するため、創業や事業承継等に係る保証制度を拡充、創設しました。

全国規模の危機時に迅速に対応します

リーマンショックや東日本大震災のような全国規模の危機時に、通常の一般保証と「別枠」で、迅速に保証割合100%の融資を受けられる保証制度を創設しました。

金融機関との連携を通じた中小企業者等の経営改善・生産性向上

金融機関と連携して中小企業者等への経営支援を強化するなど、中小企業者等の経営改善・生産性向上へのサポートを一層進めています。

中小企業者等の一層の経営改善や生産性向上を進めていくための仕組み

- ・ 信用保証の付かない「プロパー融資」と信用保証付き融資を経営の実態に応じて適切に組み合わせ、信用保証協会と金融機関で柔軟な「リスク分担」を進めます。
- ・ 業績の悪化している業種を対象とした「セーフティネット保証5号」の保証割合を、100%から80%に変更します。(「別枠」は維持します。)

拡充 創業支援

創業関連保証

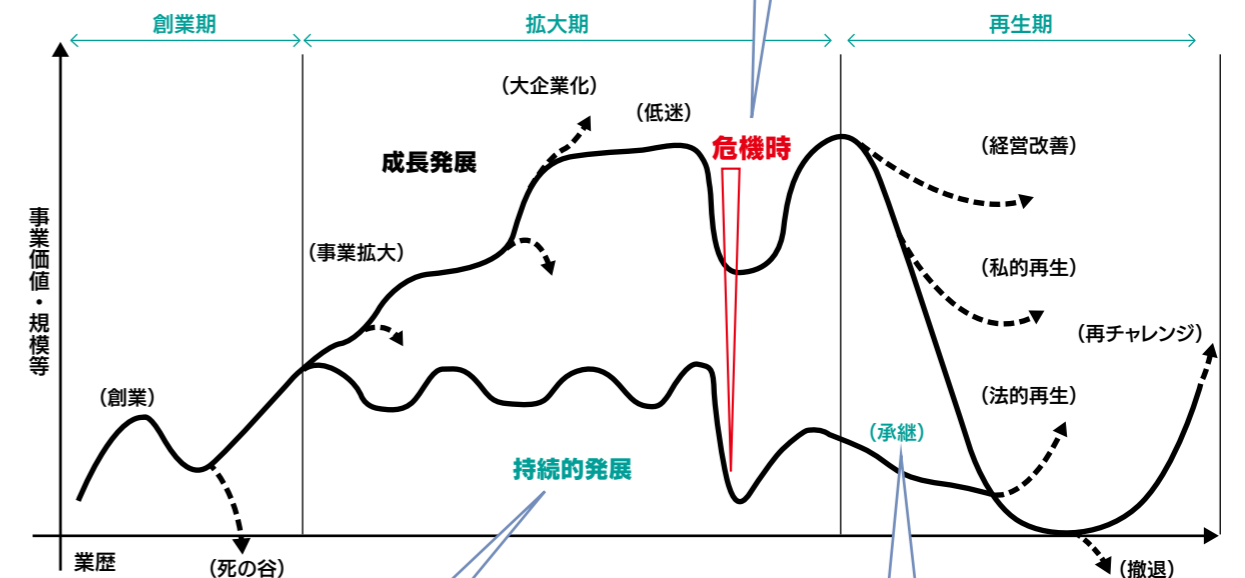
- ・ 保証限度額 1,000万円→2,000万円
- ・ 保証期間 10年以内
- ・ 保証料率 一律年1.00%

創設 全国規模の危機時に迅速に対応

危機関連保証

- ・ 保証限度額 2億8,000万円
- ・ 保証期間 10年以内
- ・ 保証料率 一律年0.80%

対象
中小企業信用保険法に規定する特例中小企業者



拡充 小規模事業者向け支援

小口零細企業保証

- ・ 保証限度額 1,250万円→2,000万円
- ・ 保証期間 運転5年以内 設備7年以内
- ・ 保証料率 年0.50%~2.20%

創設 特定経営承継を受けた方へ

特定経営承継関連保証

- ・ 保証限度額 2億8,000万円
- ・ 保証期間 運転10年以内 設備15年以内
- ・ 保証料率 年0.45%~1.90%

対象
経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者

信用保証制度の見直しに呼応した当協会独自の主な取組み

- **経営支援サポートチームの新設**
平成30年度より経営支援部に「創業サポートチーム」、「事業承継サポートチーム」及び「経営・再生支援サポートチーム」を設置し、中小企業者等の経営課題の解決をサポートしています。
- **中小企業者を支援する3つの保証制度を創設**
平成30年度より、「設備投資支援保証いしん150」、「連携推進保証れんけい」及び「BCPサポート保証あんしん」を創設し、金融機関等との連携を通じて中小企業者等の設備投資等を支援しています。

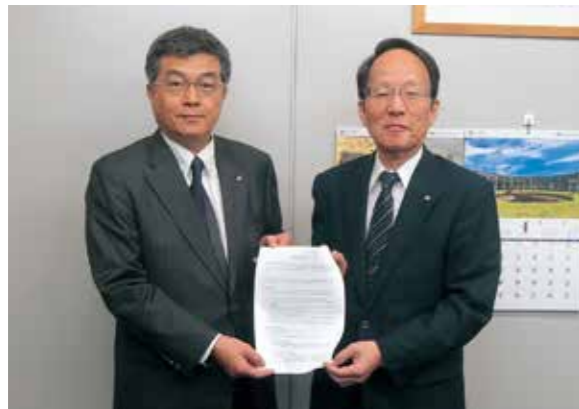
保証制度の拡充 (事業者カードローン700当座貸越根保証)

平成29年4月、中小企業者の利便性向上のため、「事業者カードローン500当座貸越根保証」の限度額を500万円から700万円に引上げ、名称を「事業者カードローン700当座貸越根保証」に改正しました。



「税理士法人さくら優和パートナーズ」及び 「株式会社アセットパートナーズ南九州」と業務提携

専門家派遣事業の業務委託先として上記2社との間で新たに契約を締結し、支援対象者として「事業承継予定」及び「生産性向上を目指す」中小企業者を追加しました。(平成29年度専門家派遣実績166件)



税理士法人さくら優和パートナーズ 岩元代表社員と
当協会山田前会長



株式会社アセットパートナーズ南九州 萩原社長と
当協会山田前会長

かごしま中小企業支援ネットワークへの参加

平成29年5月、「かごしま中小企業再生支援ネットワーク」を発展的に解消した「かごしま中小企業支援ネットワーク」が設立され、当協会や県内金融機関、商工団体等30団体が参加しました。

創業・事業再生・事業承継の3つの連絡会議において、情報共有及び連携を強化することで、地域経済の活性化を図っています。



設立総会の様子(鹿児島県提供)

信用保証セミナーの開催

信用保証業務についてより一層のご理解をいただくため、金融機関の若手融資担当者を対象に平成26年度より「信用保証セミナー」を開催しています。平成29年度は29名にご参加いただきました。



金融機関・商工団体との連携強化

信用保証業務についてより一層のご理解をいただくとともに、信頼・協力関係を深め、情報交換により中小企業者の資金需要を的確に把握し、更なるサービス強化を図るため、金融機関及び商工団体への積極的な訪問、及び内部研修会等へ講師として参加しました。

- 訪問実績…516回(340先)
- 研修会参加実績…16回



創業塾への参加

創業者向けの保証制度や創業後の経営支援メニューを紹介するため、地方公共団体や金融機関等が主催する創業塾に参加しました。(平成29年度7回)



信用補完制度の見直しに伴う 説明会等の開催

国の新たな施策等について説明するため、金融機関等の関係機関44先に対し、訪問によるご案内や説明会等を行いました。



広報活動

当協会のPR及び信用保証について、より多くの方に知っていただくため様々な広報活動を実施しています。

新聞・各種機関誌への広告

新聞や関係機関の広報物に広告を掲載しています。



鹿児島商工会議所会報「アイム」



鹿児島建設新聞

鹿児島市営電車への広告

ポスターを車両内に掲出しています。



ラジオCM

南日本放送(MBCラジオ)の「50ニュース」(毎週木・土10:55~)において、ラジオCMを実施しています。

鹿児島ユナイテッドFCへの協賛 (オフィシャルスポンサー)

「鹿児島をもっとひとつに。」という理念のもと、積極的に活動を行っている鹿児島ユナイテッドFCを応援しています。



© KAGOSHIMA UNITED FC

パンフレット・リーフレット

保証制度や経営支援に関する取組みを紹介する各種パンフレット・リーフレットをご用意しています。



LINE@での情報配信

LINE@により最新情報や経営支援情報をタイムリーに配信しています。

友だち追加方法

LINEアプリ「友だち」

✓

「友だち追加」

✓

QRコード読み取り or ID検索

✓

QRコード

ID検索

@kago-cgc

ホームページの活用

お知らせや保証制度の概要をタイムリーに掲載しています。

平成30年6月にリニューアルを行い、見やすく分かりやすいホームページになりました。

ホームページアドレス
<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



ノベルティグッズ

オリジナルのノベルティグッズを作成しています。



畳コースターと知覧茶ティーバッグ

保証制度利用の推移

鹿児島県内の中小企業総数約5万3千企業のうち、約25%の中小企業の皆さまに当協会の保証をご利用いただいています。

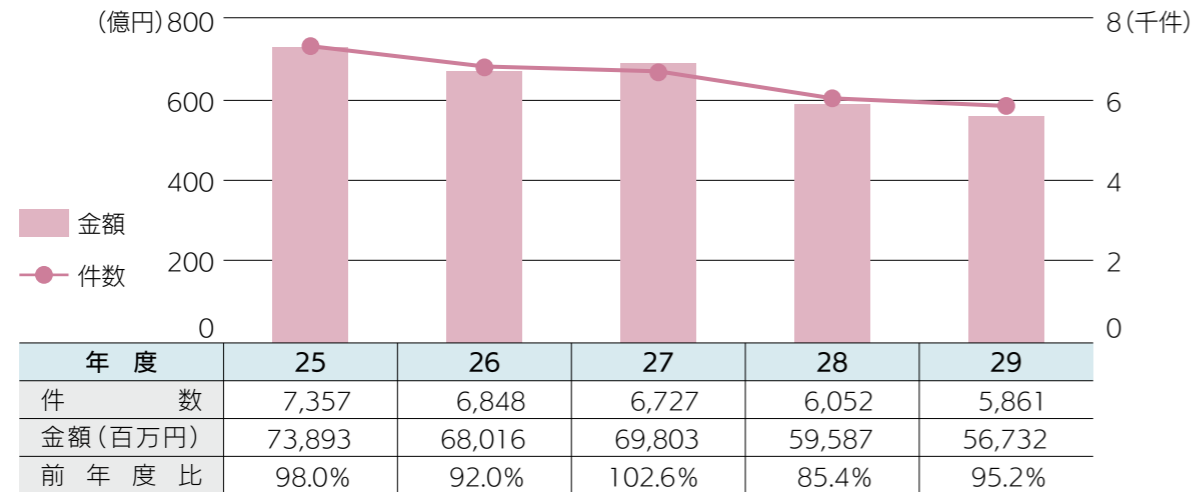
年度	25	26	27	28	29
保証利用企業者数(年度末)	14,727	14,320	13,994	13,332	12,934
県内中小企業者数	53,680		52,721		
保証利用率	27.4%	26.7%	26.5%	25.3%	24.5%

※県内中小企業者数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により数年ごとの調査を行っています。

保証業務

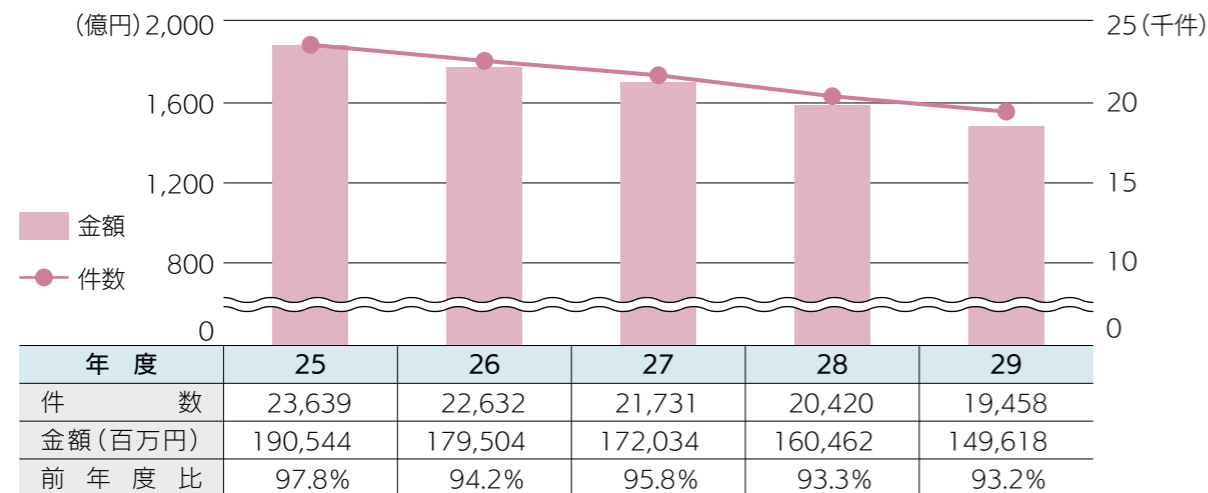
保証承諾

当期中の保証承諾は、5,861件 56,732百万円で、前期比95.2%となりました。



保証債務残高

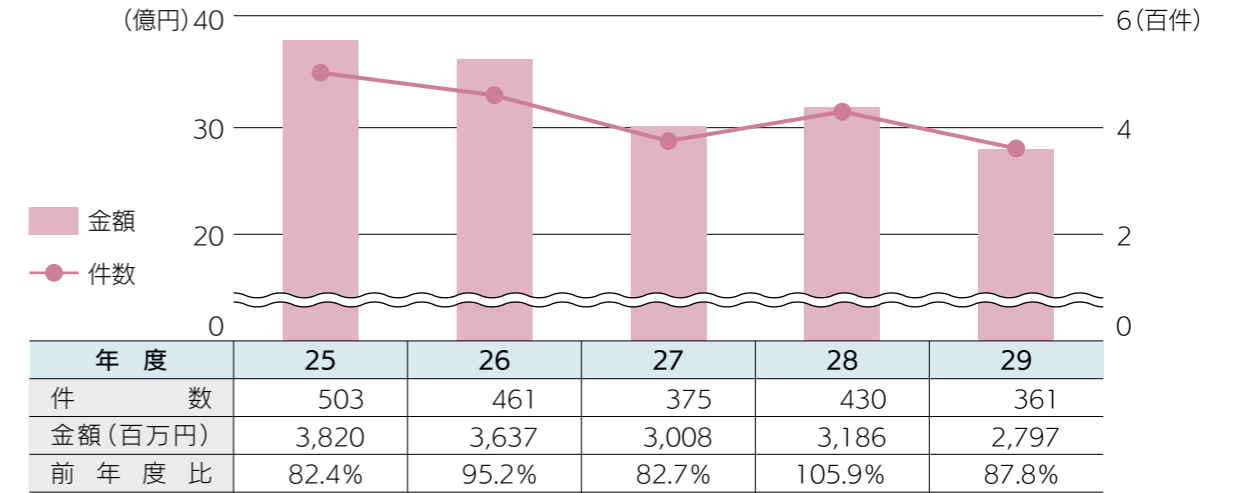
期末における保証債務残高は、19,458件 149,618百万円で、前期比93.2%となりました。



代位弁済及び求償権の回収

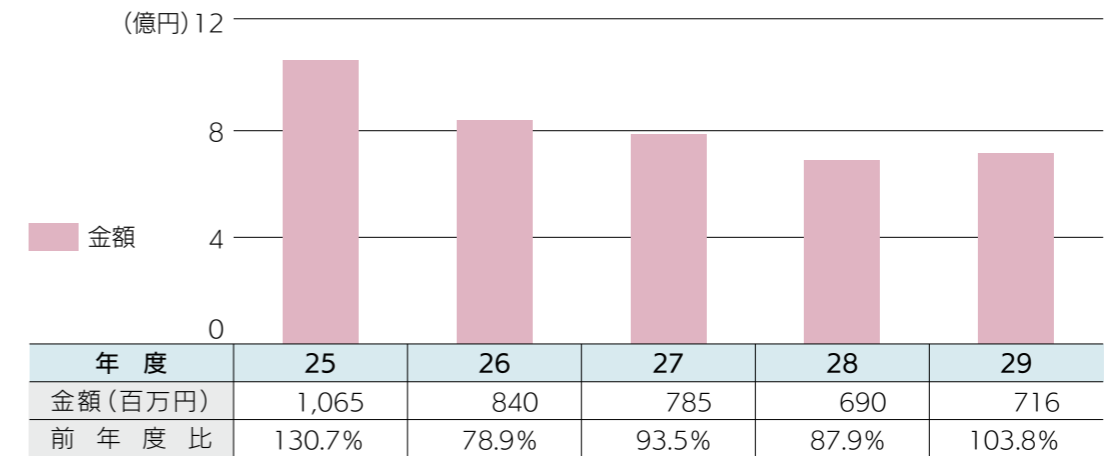
代位弁済

当期中の代位弁済は、361件 2,797百万円で前期比87.8%となりました。



回収

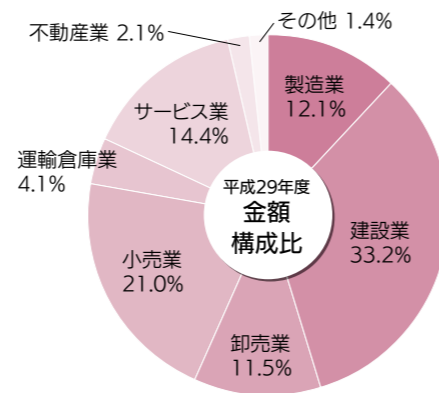
当期中の回収は、716百万円で、前期比103.8%となりました。



業種別実績

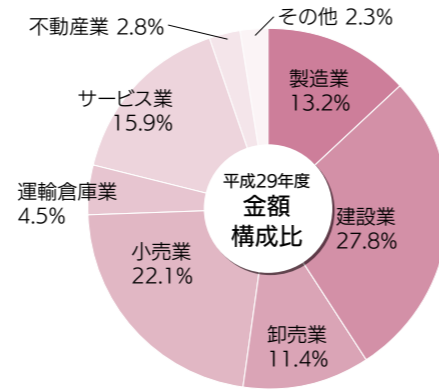
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	637	6,858	94.4
建設業	1,871	18,858	105.6
卸売業	450	6,516	87.3
小売業	1,501	11,934	88.1
運輸倉庫業	170	2,352	86.7
サービス業	1,013	8,194	92.7
不動産業	125	1,214	110.8
その他	94	805	100.2
合計	5,861	56,732	95.2



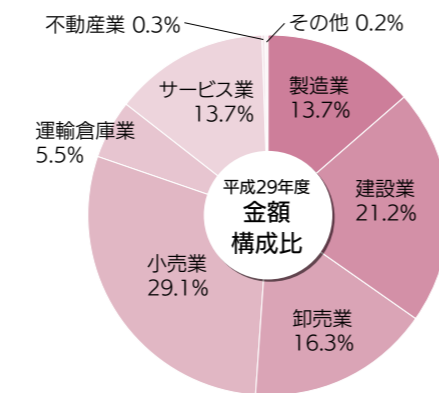
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比
製造業	2,311	19,718	89.1
建設業	5,244	41,606	93.9
卸売業	1,510	17,048	90.4
小売業	5,096	33,098	93.5
運輸倉庫業	640	6,736	91.0
サービス業	3,660	23,772	97.9
不動産業	543	4,144	97.1
その他	454	3,498	91.8
合計	19,458	149,618	93.2



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

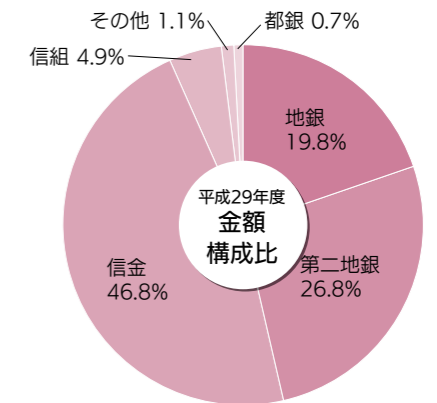
区分	件数	金額	前年度比
製造業	26	382	125.5
建設業	79	592	50.7
卸売業	50	456	107.6
小売業	136	814	89.4
運輸倉庫業	5	153	463.1
サービス業	58	384	128.7
不動産業	3	8	35.7
その他	4	6	27.5
合計	361	2,797	87.8



金融機関群別実績

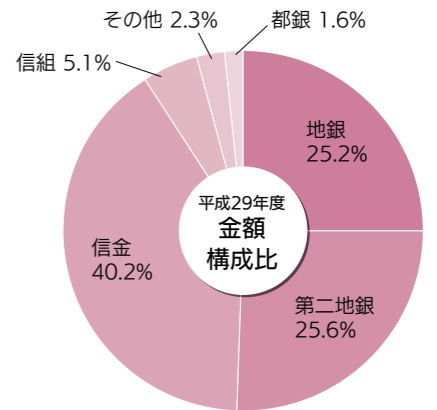
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比
都銀	15	403	81.9
地銀	1,169	11,224	89.5
第二地銀	1,599	15,183	98.6
信金	2,562	26,533	100.7
信組	480	2,765	81.0
その他	36	623	44.4
合計	5,861	56,732	95.2



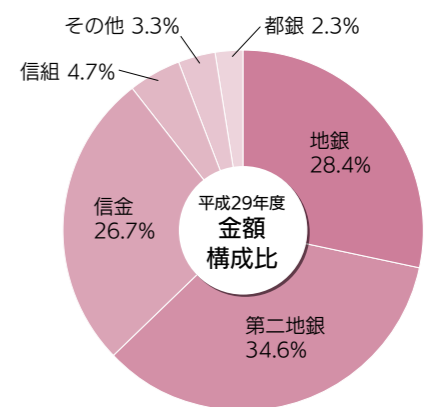
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比
都銀	137	2,396	84.4
地銀	4,688	37,632	89.8
第二地銀	5,167	38,336	89.2
信金	7,587	60,173	99.3
信組	1,695	7,652	91.3
その他	184	3,429	92.1
合計	19,458	149,618	93.2



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

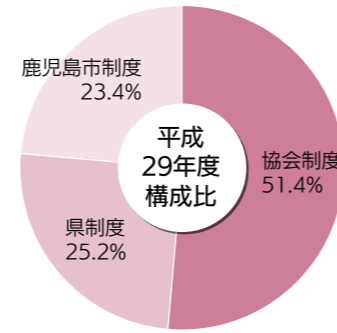
区分	件数	金額	前年度比
都銀	2	63	78.0
地銀	104	795	92.2
第二地銀	111	967	87.6
信金	108	747	81.2
信組	32	131	89.9
その他	4	93	128.7
合計	361	2,797	87.8



保証承諾実績に係る統計

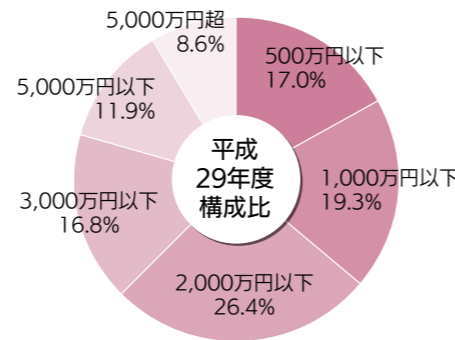
制度別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	27	28	29
協会制度		36,996	31,564	29,163
県制度		18,727	16,212	14,286
鹿児島市制度		14,080	11,811	13,283
合計		69,803	59,587	56,732



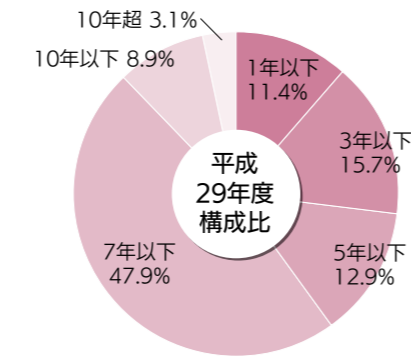
金額別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	27	28	29
500万円以下		10,955	10,119	9,670
1,000万円以下		12,020	10,788	10,933
2,000万円以下		17,551	14,391	14,989
3,000万円以下		12,257	9,892	9,521
5,000万円以下		9,463	8,471	6,741
5,000万円超		7,556	5,926	4,879
合計		69,803	59,587	56,732



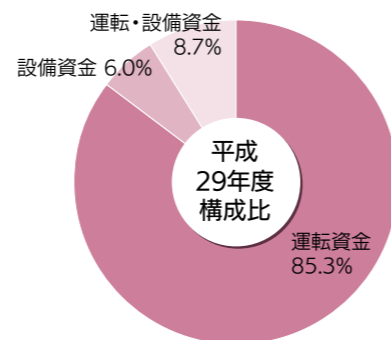
期間別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	27	28	29
1年以下		6,593	6,269	6,490
3年以下		10,079	9,346	8,907
5年以下		9,895	6,750	7,305
7年以下		32,204	28,766	27,201
10年以下		8,372	6,906	5,055
10年超		2,660	1,550	1,774
合計		69,803	59,587	56,732



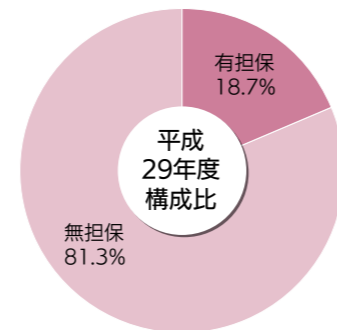
資金用途別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	27	28	29
運転資金		60,718	52,134	48,404
設備資金		3,740	2,833	3,398
運転・設備		5,345	4,621	4,930
合計		69,803	59,587	56,732



担保別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	27	28	29
有担保		14,642	11,428	10,620
無担保		55,160	48,158	46,111
合計		69,803	59,587	56,732



基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍(定款倍率)となっています。

基本財産の構成

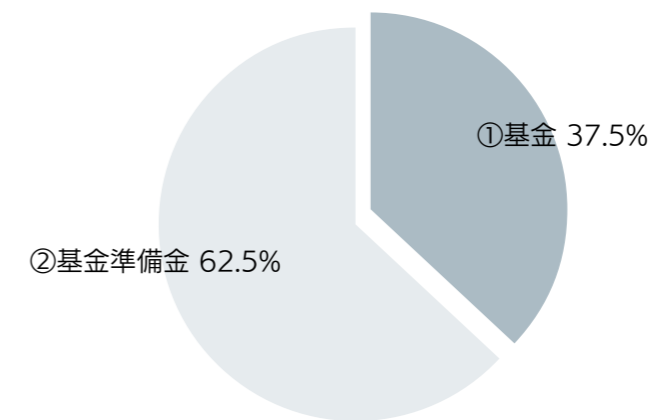
基本財産とは、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(平成30年3月末現在)

基本財産 154億5,396万円		
① 基金	出えん金	57億8,814万円
	金融機関等負担金	44億 734万円
		13億8,080万円
② 基金準備金		96億6,582万円



貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

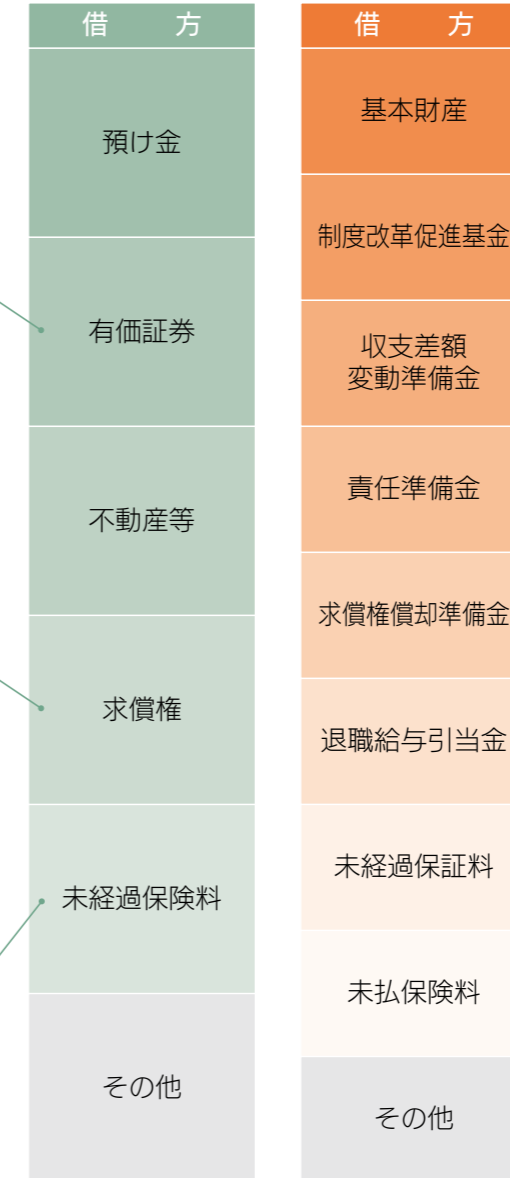
借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	15,453,958,369
現 金	0	基 金	5,788,137,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	9,665,821,369
預 け 金	5,797,159,161	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,067,100,000
普 通 預 金	1,452,974,228	責 任 準 備 金	902,611,814
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	158,956,723
定 期 預 金	4,330,000,000	退 職 給 与 引 当 金	637,585,701
郵 便 貯 金	14,184,933	損 失 補 償 金	3,031,697,532
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	149,618,341,009
有 価 証 券	21,198,210,000	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	3,099,590,000	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	18,096,620,000	借 入 金	0
株 式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他 有 価 証 券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再 生 フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	6,390,501	雑 勘 定	3,969,001,154
事 業 用 不 動 産	962,350	仮 受 金	1,987,296
事 業 用 動 産	5,428,151	保 険 納 付 金	33,990,730
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	9,889,595
損 失 補 償 金 見 返	3,031,697,532	未 経 過 保 証 料	3,921,960,984
保 証 債 務 見 返	149,618,341,009	未 払 保 険 料	633,837
求 償 権	602,163,565	未 払 費 用	538,712
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	585,290,534		
仮 払 金	285,609		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	90,050,000		
連 合 会 勘 定	3,559,740		
未 収 利 息	29,224,427		
未 経 過 保 険 料	462,170,758		
合 計	180,839,252,302	合 計	180,839,252,302

貸借対照表の用語解説

有価証券
代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権
経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。



収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料
受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係わる保証料）を計上しています。



収支計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

財産目録

(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

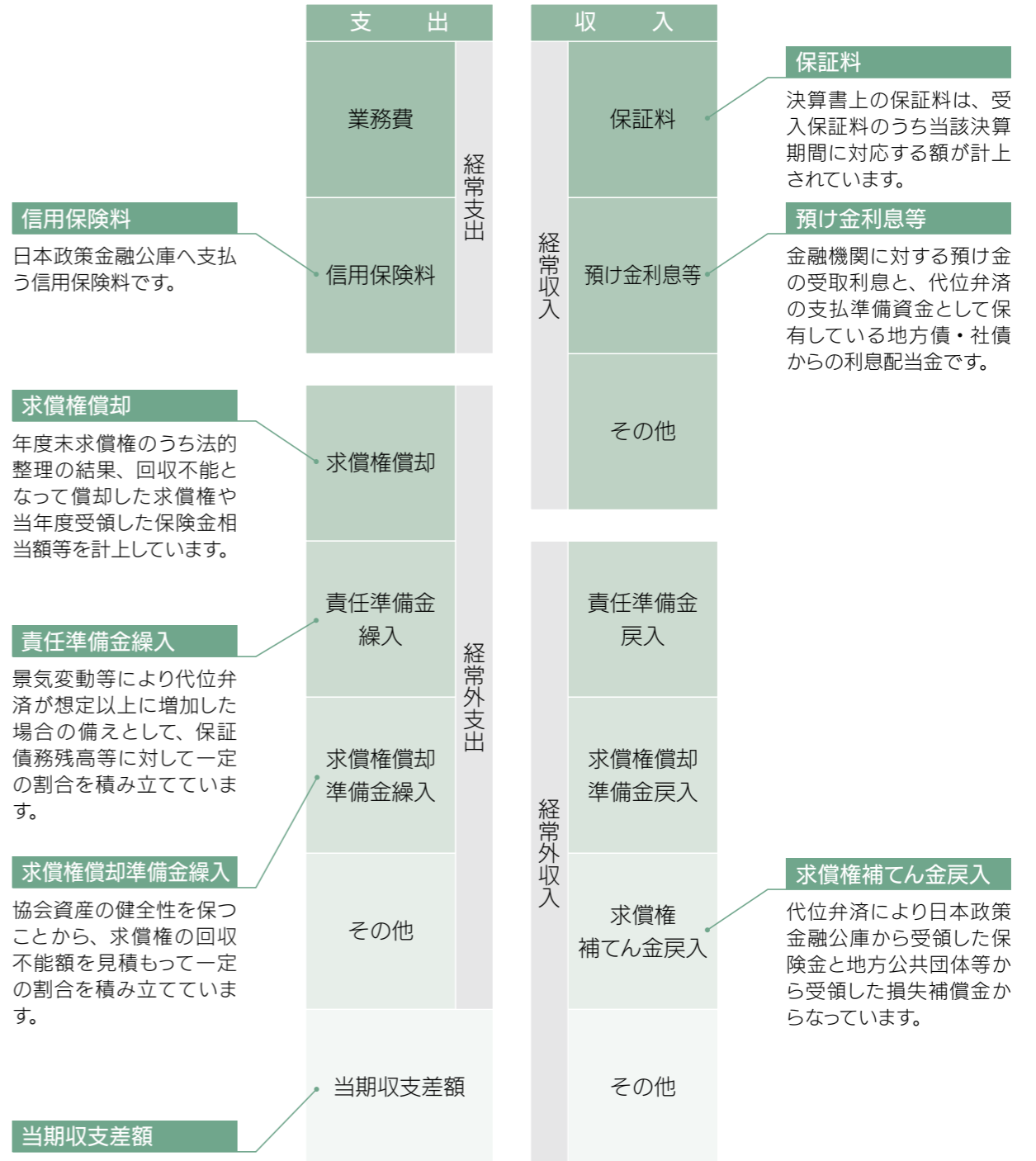
科目	金額
経常収入	2,453,566,400
保証料	1,733,673,767
預け金利息	2,441,886
有価証券利息配当金	260,649,040
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	8,161,772
事務補助金	70,746,222
責任共有負担金	345,956,000
雑収入	31,937,713
経常支出	1,896,969,673
業務費	779,009,330
役員給与	421,350,025
退職給与引当金繰入	38,919,151
その他人件費	109,292,394
旅費	3,632,140
事務費	45,250,259
賃借料	36,408,293
動産・不動産償却	1,745,406
信用調査費	6,849,363
債権管理費	40,516,492
指導普及費	25,124,727
負担金	49,921,080
借入金利息	0
信用保険料	1,030,105,419
責任共有負担金納付金	73,540,264
雑支出	14,314,660
経常収支差額	556,596,727
経常外収入	3,539,270,543
償却求償権回収金	130,515,940
責任準備金戻入	1,007,595,091
求償権償却準備金戻入	162,545,542
求償権補てん金戻入	2,238,613,970
保険金	1,991,243,071
損失補償補てん金	247,370,899
補助金	0
その他収入	0
経常外支出	3,862,300,637
求償権償却	2,776,224,994
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	23,943,605
退職金	563,500
責任準備金繰入	902,611,814
求償権償却準備金繰入	158,956,723
その他支出	1
経常外収支差額	△323,030,094
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	233,566,633
収支差額変動準備金繰入額	116,000,000
基本財産繰入額	
又基本財産取崩額	117,566,633

(単位:円)

資産		金額
科目		金額
現金	金	0
預け金		5,797,159,161
金銭信託		0
有価証券		21,198,210,000
その他有価証券		0
動産・不動産		6,390,501
損失補償金見返		3,031,697,532
保証債務見返		149,618,341,009
求償権		602,163,565
譲受債権		0
雑勘定		585,290,534
合計		180,839,252,302

負債		金額
科目		金額
責任準備金		902,611,814
求償権償却準備金		158,956,723
退職給与引当金		637,585,701
損失補償金		3,031,697,532
保証債務		149,618,341,009
求償権補てん金		0
借入金		0
雑勘定		3,969,001,154
合計		158,318,193,933
正味財産		22,521,058,369

収支計算書の用語解説



当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を中心とした組織体制を整えています。

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

鹿児島県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

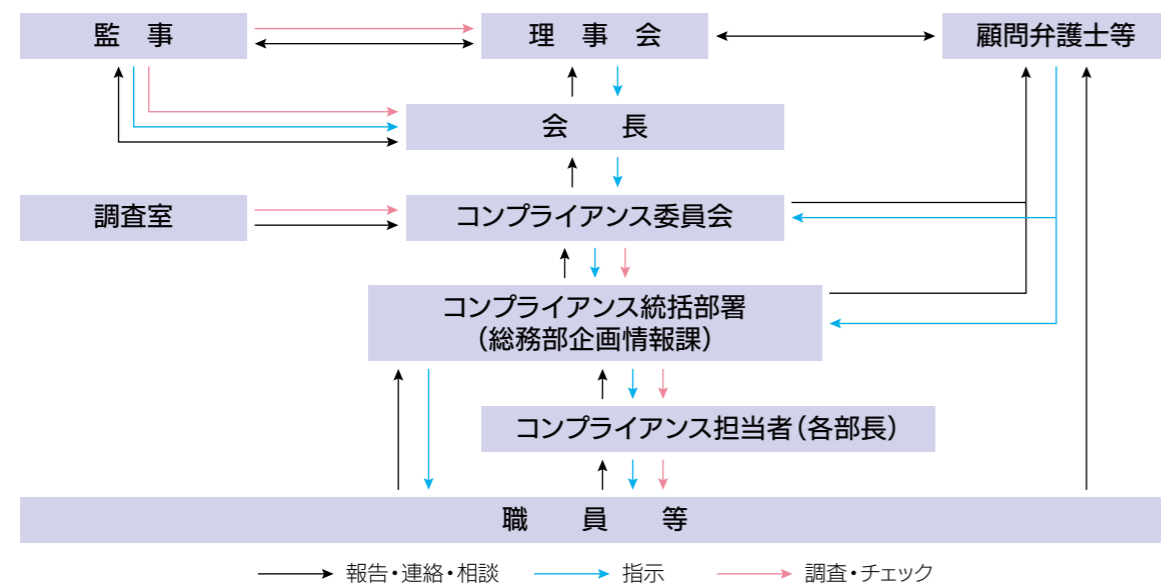
反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)及び(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住所 鹿児島市名山町9番1号
 電話番号 099-223-0273
 部署名 総務部

役員・機構図

お問い合わせ

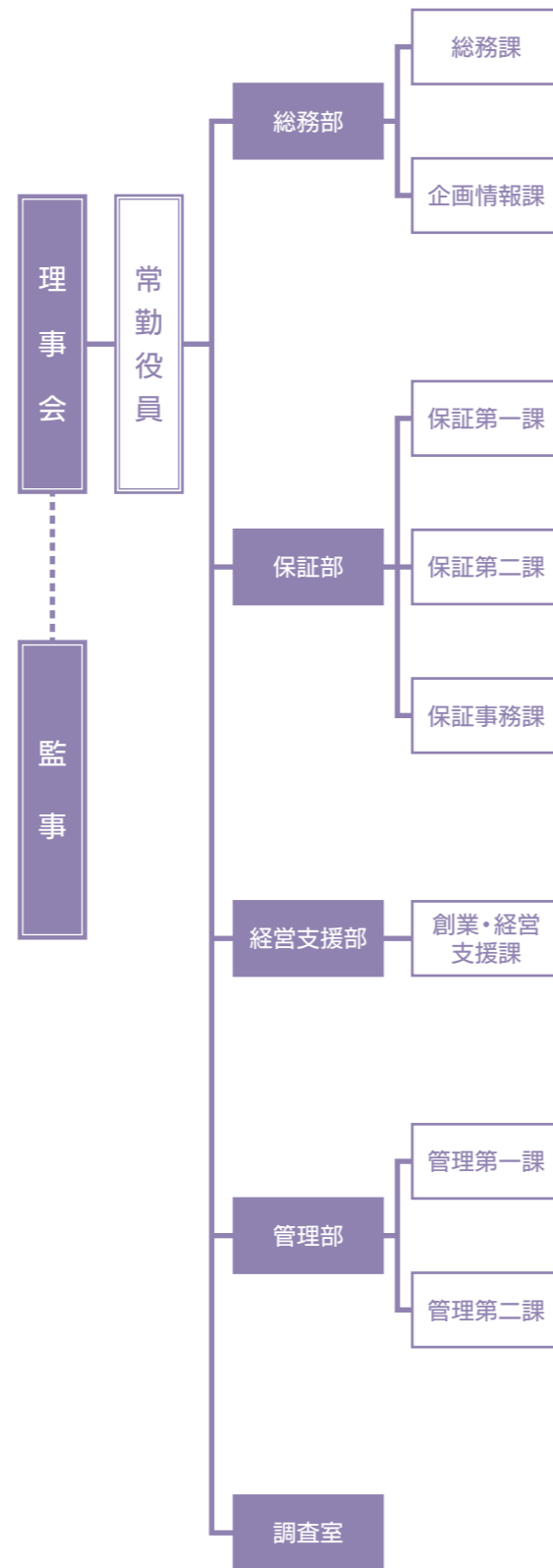
役員

(平成30年4月17日現在)

会長	布袋 嘉之
専務理事	中山 金蔵
常務理事	堤 清利
理事	田崎 寛二 鹿児島県商工労働水産部長
理事	山下 正昭 鹿児島市産業局長
理事	小正 芳史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理事	森 義久 鹿児島県商工会連合会会長
理事	岩崎 芳太郎 鹿児島商工会議所会頭
理事	山元 浩義 川内商工会議所会頭
理事	上村 基宏 鹿児島銀行頭取
理事	森 俊英 南日本銀行頭取
理事	稲葉 直寿 鹿児島相互信用金庫理事長
理事	中俣 義公 鹿児島信用金庫理事長
監事	本坊 信幸
監事	東 靖弘 元鹿児島県町村会副会長(大崎町長)
監事	大 蘭 豊 税理士

機構図

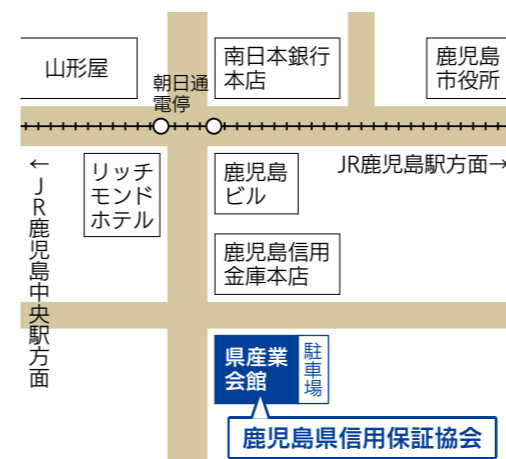
(平成30年4月1日現在)



お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部	保証第一課	099-223-0271	099-222-1093
	保証第二課		
	保証事務課		
経営支援部	【創業サポートチーム】 保証審査(創業)	099-223-0274	099-222-1093
	【経営・再生サポートチーム】 条件変更審査、経営支援・再生支援、期中管理、事故報告		
	【事業承継サポートチーム】 事業承継支援		
管理部	管理第一課	099-223-0272	099-223-0318
	管理第二課		
総務部	総務課	099-223-0273	099-223-6399
	企画情報課		
調査室	内部監査	099-223-0273	099-223-6399

アクセス



〒892-0821
 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館内)

[4階] 保証部・経営支援部・総務部
 [3階] 管理部

- 市電.....「朝日通」電停下車 徒歩3分
- バス.....「金生町」または「市役所前」バス停下車 徒歩3~5分



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE@